

保険募集・契約締結過程における保険者の情報提供義務違反と 法的サンクション—ドイツ法から示唆を得て—

京都大学特定助教

鄭 燦玉

1. はじめに

日本では、平成26年保険業法改正において、保険募集に際して重要事項の不告知等を禁ずる既存の同法300条1項1号の規律とは別に、情報提供義務に関する規定（294条）が新設された。一定行為を禁止し、その違反には刑罰を科すという従前の規制とは異なり、情報提供義務を明文で規定するという積極的行為規制により、従前よりも広い範囲での情報提供が期待できるようになるという点で本改正には大きな意義が認められる。しかし、同義務履行の時期や方法など具体的な規律の見直しが行われたわけではなく、とりわけ同義務違反の効果に関する法規の整備がされていないことから、平成26年改正によって情報提供ルールに本質的な変化があったとはいえない。

本報告では、保険業法294条の規制の趣旨がいかに関心されるべきかについて、義務違反の効果を中心に検討を行う。情報提供義務のエンフォースメントという観点からは、同義務違反の法文上の効果である行政的制裁に加えて、より実効的な制裁のための具体的方策を講ずることについても検討する必要がある。日本では、情報提供義務違反に基づく損害賠償に関して、同義務違反が不法行為を構成しうることは広く了解されているが、その具体的な賠償の範囲は検討を要する課題である。

2. 情報提供義務違反とクーリング・オフ規定との連携

平成26年保険業法には、保険者の情報提供義務履行の意欲を高めるためのより直接的な制裁が定められていない。この点を補完するため、義務違反時に保険契約者に当該保険契約の効力に影響を及ぼすような特段の救済策を認めるといった規律を設けることが考えられる。

ドイツ保険契約法8条2項1文1号は、情報提供義務違反の効果に関して、保険契約者に契約取消権を与える代わりに、義務違反があれば、情報不提供の状態が解消された時からクーリング・オフ期間が進行し、同義務の履行時まで保険契約者が契約締結の意思表示を撤回する権利を持ち続けることとしている。すなわち、情報提供義務違反の効果クーリング・オフの権利の行使期間の始期に結び付けるという独特のサンクションが採用されており、同

義務違反があればクーリング・オフ期間の起算点が繰り下げられるという効果が生ずるのである。ドイツの立法者は、保険者が法定の情報を提供しない限りにおいて、保険契約者に期間無制限のクーリング・オフの権利を与えることで、保険者に対して適式かつ適時に情報を提供しようとする心理的強制を与えるという効果を図ろうとしたと考えられる。

情報提供義務とクーリング・オフに関するドイツの規制手法は、保険業法とその下位規範で既に詳細な規律が設けられている日本の保険法制に示唆するところが大きい。

3. 損害賠償の範囲と因果関係の立証の問題

情報提供義務違反があった場合に不法行為を根拠として保険者の賠償責任を認める場合、その賠償額が既払保険料の返還にとどまるならば保険契約者の実質的な救済につながらない。そこで、誤った情報の提供を受けたがゆえに保障内容を誤認して契約を締結し、結果として望んだ保険給付が受けられなかった場合には、その受けられなかった保険給付の額を被った損害とみるといった解釈が考えられる。

ドイツでは、情報提供義務違反の効果としての保険者の損害賠償責任に関して、保険契約法に特段の規定は定められていないが、一般に、情報提供義務違反は契約締結上の過失に基づく損害賠償請求権を招来させるという法理が定着している（ドイツ民法 280 条 1 項等）。損害賠償の範囲は、原則として信頼利益の範囲内とされているが、適切な情報提供があったならば、より有利な保険契約を締結したであろう場合には、不適切な情報提供のもとで締結された保険契約を仮定的契約へと調整することを請求できる（いわゆる契約調整）。その場合、賠償範囲は事実上「履行利益」に相当することになると解される。具体的な賠償範囲については、違反事例別に検討する必要があるが、保険契約者側の立証の困難さを勘案し、学説は、一定の条件のもとでの「因果関係の推定」を検討している。

日本法における情報提供義務違反に対する救済としては、①提供された情報通りに契約が成立し、その契約の履行を求めるという契約責任による救済と、②情報提供義務違反により保険契約者が損害を被った場合に不法行為による損害賠償責任を認めるという救済を考えることができる。損害賠償に関するドイツの解釈論は、②による保険契約者の救済にあたり参考に値する。因果関係（もし正確な情報提供を受けていたならば当該保険契約とは異なる保険契約を締結して、望んだ保険給付を受けられたであろうこと）の立証の困難さに鑑みると、一定事項については事実上の推定を認めるなど、保険契約者側の立証負担を軽減するための方策が検討される必要がある。